

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、東広島市から、東広島都市計画地区計画（東広島研究・住宅団地地区、御園宇勝谷地区、原地区工業団地地区、御園宇新町地区、菅田天神原地区、寺家地区産業団地、冠小越地区）の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年五月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦